

第7章 経 営 局

第1節 農林漁業関係の税制

1 国税に関する改正

平成21年度における国税の改正は、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から土地・住宅税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置が講じられた。

農林漁業関係税制については、国内農業の体質強化、農山村地域対策、食品産業の競争力強化、森林・林業施策の推進、水産施策の推進のための各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成21年4月1日である。また、『Ⅲ 第171回国会において成立した法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 所得税法

創設・拡充事項等

ア 定額給付金（1人につき12,000円、65歳以上18歳未満は20,000円）の非課税措置について創設された。（措法第41の8条関係）

イ 棚卸資産の評価について、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外された。

また、後入先出法及び単純平均法により算出した取得価額を基礎とする低価法についても認められない。（令第99条関係）

ウ 特定退職金共済団体として税務署長の承認を受けることができる法人の対象範囲について、退職金共済事業を主たる目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例一般法人に代えて、新たに退職金共済事業を主たる目的とする一定の一般社団法人又は一般財団法人が追加された。（令第73条関係）

エ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用し、確定申告書の提出を行う場合の5,000円の特別控除制度について、適用期限が2年延長され、平成22年

分まで適用されることとなった。

(2) 法人税法

創設・拡充事項

ア 中小企業者等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得のうち年800万円以下の金額に対する法人税率が18%（本則22%）とされた。（措法第42の3の2条関係）

イ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の対象から中小企業者等を除外し、平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付を受けられることができることとなった。（措法66の13条関係）

この対象となる中小企業者等とは次のとおり。

(ア) 資本金等の額が1億円以下である普通法人

(イ) 公益法人等又は協同組合等

(ウ) 法律により公益法人等とみなされている管理組合や政党等

(エ) 人格のない社団等

ウ 資産の評価損の損金不算入等の措置について、次の事項が追加等された。（法第33条関係）

(ア) 評価損益の計上対象となる資産の範囲

a 評価損の計上対象となる資産の範囲に預金等を追加

b 民事再生法の規定による再生計画認可の決定等の場合の評価損益の計上に適さない資産に係る価額と帳簿価額との差額の最低限度が、（これらの事実が生じた時の直前におけるその法人の借入金その他の債務で利子の支払いの起因となるものの額が10億円に満たない場合）1,000万円から100万円に引き下げられた。

(イ) 民事再生に準ずる私的整理の事実の範囲

a 債務免除要件について、自己宛債権の現物出資を受ける場合（債務消滅益が見込まれる場合のみ）についても債務の免除を受ける場合と同様の扱いとなった。

b 2以上の金融機関等の債務免除要件について、金融機関等の範囲に他の金融機関とともに債務免除等をする地方公共団体が追加された。

c 債務処理計画が適正であることについて第三

者である専門家3人以上による確認を受けていることの要件について、その法人の借入金その他の債務で利子の支払いの起因となるものの額が10億円に満たない場合には、関与すべき専門家の人数は2人以上とされた。

エ 棚卸資産の評価について、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外された。

また、後入先出法及び単純平均法により算出した取得価額を基礎とする低価法についても認められない。(令第28条関係)

(3) 相続税法

事業承継税制の創設

ア 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度(措法70の7の2)

(ア) 概要

経営承継相続人が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社(以下「認定中小企業者」という。)の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税のうち、その議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額についてはその経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。

(注)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号トに規定する経営承継相続人をいう。

(イ) 猶予税額の計算

a 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出する(経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となる。)

b 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、課税価格を20%に減額した特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、経営承継相続人の猶予税額とする。

なお、aにより算出した経営承継相続人の相

続税額からこの猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となる。

(ウ) 猶予税額の免除

その経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。このほか、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)経過後における猶予税額の納付の免除については次による。

a 特例適用株式等に係る会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額を免除する。

b 贈与税の納税猶予制度(後述)の適用を受ける後継者へ特例適用株式等を贈与した場合には、その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額を免除する。

c 同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額を免除する。

なお、上記a、cの場合において免除するとされる額のうち、過去5年間の経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。

(エ) 猶予税額の納付

a 経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。

b aの期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じて猶予税額を納付する。

(オ) 利子税の納付

上記(エ)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%)を併せて納付する。

(カ) 担保の提供

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。

(キ) その他

a 経済産業大臣の認定及び本制度の対象とならない資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対し

て支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。

b 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しないこととするほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。

c 経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

d 現行の特例については以下の措置を講ずる。

(a) 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（以下「10%減額特例」という。）は、平成21年3月31日をもって廃止する。

なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、

① 10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例を適用する。

② 後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。

(b) 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、(a) ②と同様の経過措置を講じた上、廃止する。

e 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等について適用を可能とする措置を講ずる。

また、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、当該被相続人が当該非上場会社の代表者であった場合には、当該被相続人に係る相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。

f その他所要の措置を講ずる。

イ 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制

度（措法70の7）

(ア) 認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分を上限とする。以下「猶予対象株式等」という。）を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する。

(イ) 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする。

(ウ) 贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

(エ) その他所要の措置を講ずる。

(4) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充等

(ア) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設・拡充等

a 譲渡所得の特別控除制度（1500万円）の適用対象に、農用区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人（農地利用集積円滑化団体）に買い取られる場合を追加（措法34の2、65の4）

b 譲渡所得の特別控除制度（800万円）の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人（農地利用集積円滑化団体）に農用区域内にある農用地等を譲渡した場合を追加（措令22の9、39の6）

c 譲渡所得の特別控除制度（800万円）の適用対象から特定遊休農地を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により一定の特定農業法人に譲渡した場合を除く（旧措法34の3、65の5）

d 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例措置の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人（農地利用集積円滑化団体で一定の一般社団法人又は一般財団法人）が、農地売買等事業のうち借り受け又は貸し付けに係るもの、基盤法の研修等事業に係るもの、農作業の受託、

農業技術の指導及び農業用機械の普及に係る事業を行うものを追加（措令18の4、39の22）

e 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用地区域内にある土地等を買換えた場合の特例措置の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人（農地利用集積円滑化団体で一定の一般社団法人又は一般財団法人）を追加（措令39の7、措規22の7）

f 農業経営基盤強化準備金制度の適用対象に、農業生産法人以外の特定農業法人を追加（措法61の2）

g 相続税の納税猶予を適用している農地等のうち市街化区域外の農地等の全部又は一部について、次の貸し付けを行った場合は農業経営は廃止していないとみなされ引き続き納税猶予制度を適用できる特例措置が創設（措法70の6の2、70の6の3）

(a) 農業経営基盤強化促進法に規定する農地保有合理化事業（農地売買事業）に係る貸し付け

(b) 農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買事業）に係る貸し付け

h 農地等の相続税の納税猶予制度について次のとおり改正（措法70の6）

(a) 猶予期間中に身体障害等（精神障害者保健福祉手帳（1級）、身体障害者手帳（1級、2級）、介護保険の要介護5）のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地の貸付け（営農の廃止）をしても納税猶予は継続（市街化区域内農地を含む）する特例の創設

(b) 市街化区域農地等以外については相続税の申告期限の翌日から20年を経過する日において猶予されていた相続税額が免除されていたが、この措置が廃止され、農業相続人の死亡の日まで農業経営を継続する措置に変更

(c) 納税猶予の納税額の一部の納期限が確定することとなる総面積の20%の計算から除外する譲渡等の範囲に次の事項を追加

① 農業経営基盤強化促進法の農地保有合理化事業（農地売買事業）のための譲渡

② 農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買事業）のための譲渡

③ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画の定めるところの譲渡

(d) 納税猶予の納期限の確定事由である「耕作の放棄」については、農地法の規定による農業委員会の遊休農地である旨の通知があったこと及び農用地利用集積計画により貸し付けている農地等について耕作の放棄があった場合を追加

(e) 20年免除の要件が廃止されたことに伴い、次の納税猶予税額に係る利子税の割合が3.6%（旧6.6%）に引き下げ

① 都市営農農地等を有する農業相続人の納税猶予額

② 上記の農業相続人の納税猶予税額のうち市街化区域外の特例農地等に対応する部分

(f) 税務署長は、都道府県知事、市町村長又は農業委員会が行う特例のうちの等の異動についての税務署長への通知の事務に関して必要があると認める場合には、これらの者に対し農業相続人及び特例農地等に関する事項を通知できる規定のほか所要の規定の整備が行われた

i 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人（農地利用集積円滑化団体）が農用地を取得する場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→8/1,000）の創設（措法76）

j 農業経営基盤強化促進法に創設される農地所有者から農地の売渡等の委任を受け面的にまとめて売渡等する事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→8/1,000）の創設（措法77）

k 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用地区域内の遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→8/1,000）の適用対象を全農地に拡充（措法76）

(イ) 新規需要米の需要の拡大を促進するため新用途米穀加工品等製造設備（米穀粉製造設備、飼料製造設備、パン製造設備、めん製造設備）を取得した場合について特別償却制度（30%）の創設（措法11の7、44の7）

(ウ) 農業経営基盤強化準備金制度について、準備金を積み立てている個人が特別障害者となったことにより事業承継が行われる場合には、一定の要件

を満たすときは、当該個人が積み立てていた準備金を推定相続人の準備金としてみなす措置を講じた上、適用期限が2年延長（措法24の2、24の3、61の2、61の3、68の64、68の65）

- (エ) 住宅借入金等を有する場合の税額の特別控除の拡充（平成21年から25年までに居住した場合の措置で最高500万円（長期優良住宅については最高600万円））（措法41）
 - (オ) 奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（10％等）の適用対象事業に情報通信産業等を追加し、適用期限を2年延長（措法12、45）
 - (カ) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の対象地域に山村振興法の振興山村（対象事業は製造の事業（機械及び建物等）、旅館業（建物等）、ソフトウェア業（機械及び建物等）、1設備の取得額が2000万円超の資産、償却率は、機械等は10％、建物等は6％）を追加し（措法12、45）保全事業等資産の特別償却制度は、適用期限をもって廃止（旧措法45の3）
 - (キ) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記の税率の軽減措置の適用対象に、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画を追加し、認定共同事業再編計画及び認定技術活用事業革新計画が除外されるとともに、会社分割に係る措置について適用期限が1年延長（措法80）
- イ 特例措置の適用期限の延長
- 次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された（ただし、(ス)は1年延長）。
- (ア) 山林所得に係る森林計画特別控除（20％）（措法30の2）
 - (イ) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）（措法10の4、47の12）
 - (ウ) 鉱工業技術研究組合に対する所得計算の特例措置（試験研究用資産の圧縮記帳）（措法66の10）
 - (エ) 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16％増）（措法57の10）
 - (オ) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）（措法10の4、42の7）
 - (カ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画により取得する機械等の特別償却（30％）

又は税額控除制度（7％）（措法10の4、42の7）

- (キ) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）（措法10の4、42の7）
 - (ク) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（機械15％、建物8％）（措法11の5、44の2）
 - (ケ) 産業活力再生特別措置法に基づく認定事業者が事業再構築計画等に従って事業革新設備を取得した場合の特別償却制度（25％等）（措法11の3、44の3）
 - (コ) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度（10％等）（措法12、45）
 - (ク) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度（10％等）（措法12、45）
 - (シ) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域における工業用機械等の特別償却制度（10％等）（措法12、45）
 - (ス) 特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する特定遊休農地の買入協議により特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法76）
 - (セ) 利用権設定等促進事業により農用区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法77）
 - (ソ) 農業信用基金協会・（独）農林漁業信用基金・漁業信用基金協会の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（措法78の2）
 - (タ) 卸売市場法の規定に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置（措法79）
- ウ 特例措置の整理合理化
- 次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。
- (ア) 植林費の損金算入の特例について、対象となる植林費から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外
 - (イ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象となる協同組合等につき次のとおり見直しを行った
 - a 設立10年以内の協同組合等に限定する。ただ

し、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものについては、引き続き適用を認める

- b 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会を除外

エ 特例措置の廃止

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置が廃止された。

2 地方税に関する改正

平成21年度における地方税の改正は現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長等土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引き下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引き下げ等特例措置の拡充、軽油引取税等の一般税源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等について所要の改正が行われた。

施行日は原則として平成21年4月1日である。また、『Ⅲ 第171回国会において成立した(する)法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 道府県民税及び市町村民税

ア 特例措置の創設・拡充事項

- (ア) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設・拡充
 - a 農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設する農地を面的に集積する事業を実施する法人に買収取られる場合の譲渡所得の特別控除(1500万円)の拡充
 - b 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(800万円)の拡充
 - c 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に対し、その業務の基金に充てるために支出した負担金等の必要経費(損金)算入の特例の拡充
 - d 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定

等の協議により農用地区域内にある土地等を買換えた場合の特例措置の拡充

- (イ) 新規需要米の需要の拡大を促進するための米粉製造設備等を取得した場合の特例措置の創設
- (ウ) 生命保険料控除制度を改組し、農協等の共済についても本制度の中で措置
- (エ) 住宅借入金等を有する場合の税額の特例控除の拡充等
- イ 特例措置の適用期限の延長
 - (ア) 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除制度(7%)の2年延長
 - (イ) 山林所得に係る森林計画特別控除(20%)の2年延長
 - (ウ) 植林費の損金算入の特例措置(35%)について、一部見直した上、2年延長
 - (エ) 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置(16%増)の2年延長

(2) 事業所税

特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

- ア 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除制度(7%)
- イ 農協、森林組合、漁協、事業協同組合の貸倒引当金の特例措置(16%増)

(3) 不動産取得税

ア 特例措置の拡充事項

- (ア) 農地制度の見直しに伴う次の特例措置の創設
 - a 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が農用地区域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充
 - b 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が長期貸付を目的として農用地区域内の農地等を取得した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の2/3控除)の拡充
 - c 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が担い手農業者確保事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充
 - d 農業経営基盤強化促進法に創設される農地所有者から農地の売渡等の委任を受け面的にまとめて農地を売渡等する事業により農用地区域内の土地を取得(交換による取得を含む)した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の1/3控除)

等)の創設

e 農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人が土地改良法に基づく創設農用地換地を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充

f 特定農業法人が遊休農地に関する利用権設定等の協議又は調停により農用地区域内の遊休農地を取得した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の1/3控除)の拡充

(イ) 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画等に従って事業譲渡等を受けた場合の税額の減額措置(6分の1)の2年延長等

イ 特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

(ア) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置(入会権の持分相当額を減額)

(イ) 特定農業法人が特定遊休農地に関する協議又は調停により農用地区域内にある特定遊休農地を取得した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の1/3控除)

ウ 特例措置の整理合理化

農用地利用集積計画により土地を取得した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の1/3控除等)について農用地区域外の土地を対象から除外し2年延長された。

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の存続事項

平成21年度以降の農地に農地に対する負担調整措置の存続

イ 特例措置の適用期限の延長

(ア) 独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の4年延長

(イ) 平成16年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る税額の特例措置(4年間1/2)の2年延長

(5) 軽油引取税

特例措置の存続事項

農林漁業用免税軽油(32.1円/リットル)を引き続き措置

(6) 事業所税

特例措置の整理合理化

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の軽減措置(4分の1)について、

従業員割の特例措置を廃止した上、2年延長(法附第32条の8第2項)

3 住宅・土地税制関係

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限を5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

ア 住宅の取得等をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

表1

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの(以下「認定長期優良住宅」という。)の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合の特例を創設し、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

表2

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

ウ 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日からその年(以下「当初居住年」という。)の12月31日までの間に勤務先から転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当該事由が解消し、再び当該住宅を居住の用に供した場合には、当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等の一定の要件の

下で、当該住宅の取得等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用年のうちその者が再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」という。）以後の各適用年（当該再居住年に当該住宅を賃貸の用に供していた場合には当該再居住年の翌年以後の各適用年）について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用する。

エ 居住者がその所有している家屋について、居住の用に供する前に増改築等をして、6ヶ月以内に居住の用に供した場合には、当該増改築等について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

オ 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。

カ 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項について、所要の整備を行う。

(2) 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

ア 居住者が、国内において、住宅の用に供する認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして、同法の施行の日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合（その新築等の日から6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該認定長期優良住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額（1,000万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除（当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）する。

(注1) 上記の「標準的な性能強化費用相当額」とは、認定長期優良住宅の構造の区分ごとに、長期優良住宅の認定に係る耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の項目ごとにその基準に適合するために必要となる標準的な費用を基に平米当たりで定められた金額に当該認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいう。

(注2) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。

イ 上記(1)の税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、長期優良住宅建築等計画の認定書の写し及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。

ウ 上記1の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置を講ずる。

(3) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設

ア 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、当該省エネ改修工事の費用の額と当該省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円（太陽光発電装置を設置する場合は、300万円）を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。

(注1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①全ての居室の窓全部の改修工事、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事又は⑤太陽光発電装置設置工事（②～⑤については、①の工事と併せて行うものに限る。また、①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。）であって、その工事費用の額が30万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。

(注2) 一定の省エネ改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。

(注3) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、省エネ改修工事の改修部位ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該省エネ改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。

(注4) 平成21年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成22年分においてはその適用を受けることはできない。

(注5) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。

イ 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、当該バリアフリー改修工事の費用の額と当該バリアフリー改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（20万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。

(注1) 上記の「一定の居住者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 50歳以上の者

(イ) 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者

(ウ) 障害者である者

(エ) 居住者の親族のうち上記②若しくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

(注2) 上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事であって、その工事費用の額（補助金等をもって充てる部分を除く。）が30万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。

(注3) 一定のバリアフリー改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。

(注4) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、バリアフリー改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該バリアフリー改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。

(注5) 平成21年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成22年分においてはその適用を受けることはできない。ただし、平成22年において要介護状態区分等が3段階以上上昇した場合には、この限りでない。

(注6) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用しない。

ウ 同一年中に上記(1)及び(2)の改修工事を行い、その者の居住の用に供した場合におけるその年分の所得税額から控除する金額は、上記(1)及び(2)により計算した金額の合計額（20万円（太陽光発電装置を

設置する場合は、30万円）を限度）とする。

エ 上記(1) から(3) までの税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、それぞれの改修工事に該当する旨を証する書類及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。

オ 上記(1) から(3) までの税額控除は、上記1の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び下記4の特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には適用しない。

(4) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限を5年延長するとともに、期限延長に伴う所要の措置を講ずる。

(5) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講じた上、適用期限を5年延長する。

ア 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃することにより、適用対象区域を拡大する。

イ 税額控除の対象となる金額について、住宅耐震改修に要した費用の額と当該住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額とする。

(注1) 上記の改正は、平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修について適用する。

(注2) 住宅耐震改修工事の証明は、地方公共団体の長、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。

(注3) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該住宅耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。

(6) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(7) 平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

ア 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲

渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。

イ 上記アの特別控除は、法人も同様とする。

(8) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の100分の80相当額（その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたものである場合には、100分の60相当額）を限度として、圧縮記帳ができることとする。

(注) 土地等が棚卸資産である場合には、他の課税の特例と同様に、本特例の対象とはならない。また、個人事業者の所有する土地等が事業用資産でない場合には、本特例の対象とはならない。

(9) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり、平成21年4月1日以後に引き上げることとしていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げることとする。

ア 土地の売買による所有権の移転登記（現行1,000分の10）

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
1,000分の10

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
1,000分の13

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
1,000分の15

イ 土地の所有権の信託の登記（現行1,000分の2）

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
1,000分の2

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
1,000分の2.5

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
1,000分の3

(10) 上記9の見直しに併せ、次に掲げる不動産の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に引き上げることとして

いた税率を1年間据え置くこととする。

ア 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記（現行1,000分の8）

イ 農地保有合理化法人が農用地区域内の農用地を取得した場合の所有権の移転登記（現行1,000分の8）

ウ 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記（現行1,000分の4）及び不動産の地上権等の移転登記（現行1,000分の2）

エ 農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の農業協同組合と合併をした場合の不動産の所有権の移転登記（現行1,000分の2.5）

(11) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を3年延長する。

(12) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良住宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的住宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外した上、その適用期限を5年延長する。

(13) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。

ア 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。

イ 適用対象から、中小小売商業振興法の高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を所要の経過措置を講じた上除外する。

(14) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象から農用地区域内の特定遊休農地を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合を除外する。

(15) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

(16) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を5年延長する。

(17) 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。

- ア 適用停止措置の期限を5年延長する。
- イ 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外した上、適用除外措置の期限を5年延長する。
- (18) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、一般電気事業者の事業の用に供される一定の規模以上の風力及び太陽光発電施設を加える。

4 中小企業税制関係

- (1) 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げる。
- (注1) 中小法人等とは、次の法人をいう。
- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）
 - ② 公益法人等
 - ③ 協同組合等
 - ④ 人格のない社団等
- (注2) 協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年800万円以下の金額に対して19%（現行23%）に引き下げる。
- (2) 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。
- (注) 中小法人等の範囲は、上記(1)の項と同様。
- (3) 中小企業等基盤強化税制の適用期限を2年延長する。
- (4) 商店街の活性化に関する法律（仮称）の制定に伴い、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、同法の認定を受けた商店街活性化計画（仮称）又は商店街活性化支援計画（仮称）に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加える。

5 金融・証券税制

- (1) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し
- 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を7%（住民税とあわせて10%）軽減税率とする。
- (2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長
- ア 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する7%（住民税とあわせて10%）軽減税率の特例を1年延長する。
- イ 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例を平成23年12月31日まで（現行：平成21年3月31日まで）延長する。
- (3) 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長
- 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する7%（住民税とあわせて10%）軽減税率の特例を1年延長する。
- (4) カバードワラントに対する課税方式等を以下のように見直すこととする。
- ア 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等を加える。
- イ 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする。
- (注) これらの改正は、平成22年1月1日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用する。
- (5) 確定拠出年金制度の拡充
- ア 企業型確定拠出年金について、事業主拠出額を限度とし、かつ、事業主拠出と合計して拠出限度額の範囲内で行う個人拠出（いわゆるマッチング拠出）が導入されることに伴い、その掛金の全額を所得控除の対象とする。
- イ 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

- ① 企業型
 - 他の企業年金がない場合 (現行) 月額4.6万円
(改正案) 月額5.1万円
 - 他の企業年金がある場合 (現行) 月額2.3万円
(改正案) 月額2.55万円
- ② 個人型
 - 企業年金がない場合 (現行) 月額1.8万円
(改正案) 月額2.3万円
- (6) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次に掲げるものを加える。
 - ア 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に受け入れられるもの
 - イ 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられる株式等で、その株式等の上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの
 - ウ 金融商品取引所等の上場する日前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの
 - エ 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に一定の方法により移管されるもの
 - オ 特定口座内保管上場株式等について、所得税法の規定による課税繰延べ要件を満たさない次に掲げる事由が生じたことにより取得する上場株式等
 - ① 取得請求権付株式に係る請求権の行使
 - ② 取得条項付株式に係る取得事由の発生
 - ③ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議
 - ④ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る取得事由の発生
 - ⑤ 特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生
- (7) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月5日前に上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で同日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とし

て当該株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したとき（同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことその他一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。

- (8) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を1年延長する。
- (9) 公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、国外公社債等の利子等の支払の都度の提出を要しないこととする。
- (10) 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において発行された上場公募株式投資信託（特定株式投資信託を除く。）に係る信託契約の終了又は一部の解約により支払いを受ける金銭等のうち収益の分配に係る部分（国内において支払われるものに限る。）については、所得税を課さないこととする。

この場合において、当該信託契約の終了又は一部の解約により金銭等の支払いをする者は、当該支払いをする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その信託契約の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、当該支払いをする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後の上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約について適用する。

(備考1) 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る7%（住民税とあわせて10%）軽減税率が廃止され15%（住民税とあわせて20%）本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。

- ア 居住者等（満20歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。
- イ 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をす

る上場株式等（その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。

ウ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。

(2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。

(3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き推進する。

(備考2) 生命保険料控除の改組

生命保険料控除制度を以下のように改組する。

(1) 生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を創設する。

(2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円（現行：5万円）とする。

(3) 上記(1)及び(2)の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとする。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

(4) 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。

(5) 上記の新制度については、新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等について適用

し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。

この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は12万円とする。

(6) 新制度は、平成24年分以後の所得税について適用する。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。

6 その他（経済危機対策関係）

(1) 所得税関係

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正

ア 平成22年及び平成23年の各年分における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額から30%相当額に引き上げ

イ 平成22年又は平成23年に生じた繰越税額控除限度超過額については、平成24年分及び平成25年分における繰越控除が対象

上記の改正に伴い、その年において、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除等の複数の税額控除に関する規定の適用を受ける場合に、特別控除による控除税額の合計額のうち、その年分の事業所得に係る所得税額を超える部分の金額は、各特別控除の繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることを明確化

(2) 法人税関係

ア 交際費等の損金不算入制度について、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げ

イ 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、以下の改正

(ア) 平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額が、当期の法人税額の20%から30%に引き上げ

(イ) 平成23年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。また、平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額がある場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%

(ウ) 平成24年度に開始した事業年度の特例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%

上記の改正に伴い、一事業年度において複数の法人税の特別税額控除制度の適用を受けることができる場合には、これらの特別税額控除制度による控除税額の合計額のうち、当期の法人税額を超える部分の金額は、繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることが明確化

(3) 相続税・贈与税関係

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の創設平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の者がその直系尊属からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により取得した金銭で、自己の居住の用に供するための住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てるためのものについては、500万円まで贈与税の課税価格に算入しない

第2節 農業経営政策

1 農業経営基盤強化促進法の運営

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定された。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担

うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」（以下「基盤強化法」という。）と改め、現在に至っている。主な制度の内容とその運用状況等については、下記のとおりである。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想策定市町村数（特別区を含む。）は、平成22年3月末時点で1,661（特別区を含む全1,750市町村中）となった。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、日本政策金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的に実施することとしている。なお、認定農業者数については、平成22年度3月末時点で249,376（前年同月比3,271（1.3%）の増加）となった。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

市町村が基本構想で明らかにした育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を育てていくため、農業経営基盤の強化を総合的に推進することとしている。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

イ 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

農地保有合理化法人が行う農地売買等事業等の農地保有合理化事業の実施を促進するものである。

ウ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業等の農地利用集積円滑化事業の実施を促進するものである。

エ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進め、事業を促進するものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人や団体を農用地利用規程に明確化（特定農業法人・特定農業団体）し、当該法人・団体への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。なお、平成22年3月末時点で、農用地利用改善団体数は4,279（前年同月比150（3.6%）の増加）、特定農業法人数は892（前年同月比99（12.5%）の増加）、特定農業団体数は1,802（前年同月比41（2.2%）の減少）となった。

オ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

2 水田・畑作経営所得安定対策

本対策は、我が国の土地利用型農業の構造改革を加速するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた施策を、担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換するものとして、平成19年産の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょから導入したところである。

これについては、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画、同年10月に省議決定した「経営所得安定対策大綱」により、着実に具体化を図るとともに、平成18年6月に成立した「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」により、制度的な枠組を整備したところである。

また、本対策については、対策導入初年度に、生産現場からの要望など様々な意見が出されたため、それらを踏まえ、本対策が地域の実態に即したものとなるよう、制度の改善について検討し、見直し内容を平成

19年12月21日に「農政改革三対策緊急検討本部」において決定したところである。

具体的には、本対策がより現場に定着するよう創設された市町村特認制度の下で、それまで対象とならなかった小規模や条件不利地域の農家等に対しても対策への加入の途が開かれたことを踏まえ、着実な加入推進に努めた。

(1) 対策の概要

ア 対象農産物

本対策の対象となる農産物は、

① 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものであること

② ①に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているものであること

という要件を満たす、米、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用に供するばれいしょの5品目としている。

なお、生産条件不利補正交付金の対象となる特定対象農産物については、対象農産物のうち、国境措置が十分に高い水準にあり現時点において諸外国との生産条件の格差から生ずる不利が顕在化していない米を除いた、4品目としている。

イ 対象農業者

本対策の対象となる農業者は、将来的に効率的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、認定農業者は4ha以上（北海道10ha以上）、集落営農組織は20ha以上の経営規模を有することを原則としている。

これに加え、農地が少ない場合の物理的特例や複合経営の場合の所得特例などの各種特例を設けているほか、平成20年産からは市町村特認制度を創設し、地域農業の担い手として市町村が認めた場合には、面積にかかわらず加入できることとしている。

ウ 生産条件不利補正交付金

我が国は、諸外国に比べて農業の生産条件が不利であるため、諸外国との生産コストの格差が存在し、個々の農業者による自助努力だけでは経営が成立し得る収入が得られない状況にある。

このため、コスト格差の下でもこれらの農業に係る担い手の経営安定が図られるよう、標準的な生産費が国内における標準的な販売価格を上回る対象農産物（＝特定対象農産物）について、当該生産条件の格差に起因する不利の補正を補てんするための交付金（生産条件不利補正交付金）を交付することとしている。

エ 収入減少影響緩和交付金

農産物の生産については豊凶変動等の需給変動があるため、これを原因として収入の予期せぬ減少が生じた場合には、経営に深刻な影響を与え、食料の安定供給の確保にも支障を来すこととなるおそれがある。

こうした農業収入の減少は、農業経営に伴う必然的なリスクであるため、個々の農業者自らの対応が求められるものであるが、豊凶変動等の需給変動は経営規模の大きい農業者ほどその影響が甚大となる中で、これを放置した場合には、国民に対する食料の安定供給の確保という国の農業政策上最も重要な政策課題の達成ができなくなる。

このため、

- ① 対象農産物に係る当年産の収入が、
- ② 対象農産物に係る標準的な収入を下回った場合において、
- ③ 農業者と国による拠出の範囲内で当該減少した額の一部を補てんする

ための交付金（収入減少影響緩和交付金）を交付することとしている。

(2) 平成21年産の加入申請状況

平成21年産の水田・畑作経営所得安定対策については、本対策に加入する農家を対象とした加入申請受付を、平成21年4月1日から同年6月30日までの間に行った。

この結果、全国で85,233経営体、うち認定農業者79,557経営体、集落営農組織5,676経営体となった。このうち、平成20年産から創設された市町村特認による加入は12,367経営体となった。

各品目毎の平成21年産作付予定面積は、

- ・ 米 490,866ha
- ・ 4 麦 256,327ha
- ・ 大豆 120,899ha
- ・ てん菜 64,098ha
- ・ でん粉原料用 20,741ha

ばれいしょ

となった。

3 担い手の育成・確保

(1) 担い手への支援の集中化・重点化

食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）においては、望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保を図るため、水田・畑作経営所得安定対策をはじめ農業経営に関する各種施策を、担い手である認定農業者や集落営農組織に集中的・重点的に実施

して農業の体質強化を図っていくこととしている。

これを受けて、これら担い手の育成・確保を図るため、平成19年度からスタートした水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進を図るとともに、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、担い手の数そのものの増加を図る“量的な拡大”の取組に加え、経営診断の実施、法人化の推進など、経営の合理化を図る“質的な向上”のための取組を強化した。

(2) 担い手のニーズに即した支援

21年度における担い手向けの主な支援策は次のとおり。

ア 担い手アクションサポート事業

担い手育成総合支援協議会が行う認定農業者等の経営発展に必要な研修、経営診断・指導、ネットワーク組織の設立、経営再生等の活動を総合的に支援する。

(予算額 30億1千万円)

イ 担い手経営展開支援リース事業

担い手が、規模拡大等による農業経営の改善を図るために必要な農業用機械等のリース方式による導入を支援する。

(予算額 6億円)

(第1次補正予算額 28億円)

ウ 経営者組織連携研さん・高度経営支援事業のうち経営者組織連携・研さん支援事業

複数の意欲ある農業経営者の団体・組織による新たな横断的連携体制の構築を推進する事務局を設置するとともに、その事務局による農産物展示会等のイベントの企画、農業部門の枠を超えたネットワーク拡大を図る交流会の開催、農業支援情報の提供等の活動を支援する。

(予算額 1千万円)

エ 農業経営創業・事業拡大支援事業

(独) 中小企業基盤整備機構との連携の下、支援施策の情報提供、経営相談、専門家派遣等を実施する。また、金融機関主催のビジネス商談会の取組を推進することにより、農業法人の販路拡大を支援する。

(予算額 4千万円)

オ 農業法人経営発展支援事業

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が地域の農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組に対し支援する。また、法人経営の中核を担う優れた人材を養成するための研修プログラムの確立に

に向けた取組に対し支援する。

(予算額 2億円)

カ 集落営農法人化等緊急整備推進事業

集落営農の組織化、法人化に必要な農業用機械施設等の整備、経営安定のための戦略づくりや農産物加工等の取組に必要な実証活動への支援の他、リーダー人材不足地域への集落リーダーの派遣に係る経費を支援する。

(第1次補正予算額 34億8千万円)

キ 強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援

集落内での農業用機械の共同利用を契機とした集落営農の組織化・法人化を推進するため、集落営農組織等が実施する農業用機械の整理合理化計画の策定、高生産性農業用機械の新規導入、小規模基盤整備、簡易な施設の整備等の活動を支援する。

(予算額 244億2千万円の内数)

ク 農地確保・利用支援事業

農地を確保し、最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保安全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を支援する。

(予算額 71億円)

ケ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

担い手による融資を主体とした農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を実施する。

(予算額 81億4千万円)

(第1次補正予算額 10億5千万円)

コ 土地改良負担金総合償還対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)

土地改良事業等につき、水田・畑作経営所得安定対策加入者などの担い手の経営面積の集積増加率が一定以上となるが見込まれる場合、農家負担金の一定割合を無利子で融資する。

サ 農業経営基盤強化準備金制度

水田・畑作経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の導入に伴う交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入できるとともに、その準備金を取り崩して農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳ができる。

シ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

認定農業者の育成・経営改善を図るために長期資金を融資する。

・認定農業者が借り受ける資金を無利子で融通

・担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断

ス 農業近代化資金

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な資金を長期かつ低利で融資する。

・認定農業者が借り受ける資金を無利子で融通

・集落営農組織が借り入れる資金について、金利負担軽減措置を実施

・担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断

セ 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

認定農業者の育成・経営改善を図るために短期運転資金を融資する。

第3節 災害対策

平成21年は、風水害による被害が顕著であった。

台風については、発生数は22個と平年より少なかったものの、平成21年7月中国・九州北部豪雨や台風第9号、台風第18号により、人的被害や住宅被害などが発生した。

地震については、8月に駿河湾を震源とする地震が発生し、最大で震度6弱を観測した。

これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、農作物、営農施設、漁港、漁業用施設等に被害が発生し、平成21年の農林水産関係被害は、農林水産物で約135億円、農林水産関係施設で約675億円の合計総額約810億円の被害額となった。

主な災害の概要等は、以下のとおりである。

1 台風等風水害

(1) 平成21年7月中国・九州北部豪雨(7/19~26)

ア 災害の状況

7月19日から21日にかけて、前線の活動が活発化し、山口県の防府では、1時間で72.5mm、24時間で275.0mmの雨を観測した。この3日間で、7月の月間降水量平均値に相当する大雨が防府(332.0mm)と山口(294.5mm)で観測された。

また、7月24日から26日にかけて再び前線の活動が活発化し、1時間雨量の観測史上1位の値を長崎県壱岐市の芦辺(103.0mm)、福岡県の篠栗(100.5mm)と飯塚(101.0mm)などで更新し、24時間雨量でも、広島県の東広島(215.5mm)、福岡県の篠栗(326.5mm)、飯塚(338.0mm)、那珂川町の九千部山(333.0mm)などで観測史上1位の値を更新した。3日間の総雨量

では、7月の月間降水量平均値の2倍に相当する雨が、福岡県の太宰府（618.0mm）、飯塚（568.0mm）で観測された。

この大雨により、死者35名、負傷者59名、住家の全壊・半壊及び一部損壊382棟、床上・床下浸水11,864棟などの被害が発生した。

農林水産関係では、山口県、福岡県、佐賀県などをはじめとする中国地方や九州地方を中心に、農地6,168箇所、農業用施設等5,896箇所、林地荒廃718箇所、治山施設10箇所、林地施設1,571箇所、水稲、大豆、野菜を中心とした農作物等に、総額で約302億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、7月21日に災害情報連絡室を設置。中国四国農政局に災害対策本部を設置。
- ② 各都道府県に対し、農作物等の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知。
- ③ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ④ 農村振興局、中国四国農政局、林野庁及び近畿中国森林管理局等の担当官を現地に派遣。
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（8月28日公布）。

(2) 台風第9号（8 / 8 ~ 11）

ア 災害の状況

8月8日に日本の南で発生した熱帯低気圧は、北上しながら9日15時に台風第9号となり、10日には紀伊半島の南へ進み、11日には東海、関東地方の南を東に進んだ。この熱帯低気圧と台風周辺の非常に湿った空気の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨となり、1時間雨量の観測史上1位の値を、徳島県那賀町の木頭（100.5mm）、高知県津野町の船戸（95.0mm）、兵庫県佐用町の佐用（89.0mm）で更新し、24時間雨量でも、佐用（327.0mm）、岡山県美作市の今岡（232.0mm）で、観測史上1位の値を更新した。

この台風により、死者・行方不明者27名、負傷者23名、住家の全壊・半壊及び一部損壊1,346棟、床上・床下浸水5,602棟の被害が発生した。

農林水産関係では、京都府、兵庫県、岡山県、徳島県、高知県などをはじめとする、近畿地方や中国四国地方を中心に、農地4,150箇所、農業用施設等3,013箇所、林地荒廃303箇所、治山施設16箇所、林

道施設1,007箇所、水稲、野菜を中心とした農作物等に、総額で約193億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、8月10日に災害情報連絡室を設置。
- ② 各都道府県に対し、農作物等の被害を最小限に抑え、生育の回復を図るための適切な対応が行われるよう技術指導の徹底について通知するとともに、農業共済団体等に対し、技術指導通知の周知と共済金の早期支払体制の確立等について通知。
- ③ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ④ 農村振興局、近畿農政局、中国四国農政局及び林野庁の担当官を現地に派遣。
- ⑤ 政府は、この災害に対し、「平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（9月15日公布）。

(3) 台風第18号（10 / 6 ~ 9）

ア 災害の状況

9月30日に発生した台風第18号は、10月6日には非常に強い勢力で南大東島の南を進んだ。台風は、四国の南海上を北東に進んだ後、強い勢力を維持したまま、8日5時過ぎに愛媛県知多半島付近に上陸し東海地方、関東甲信地方、東北地方を縦断、9日には暴風域を保ったまま北海道の南を北東へ進んだ。

この台風は沖縄県南大東村では最大風速39.1m、最大瞬間風速58.9mを、北海道えりも岬で最大風速36.0m、最大瞬間風速47.2mを、愛知県常滑市セントレアでは最大風速32.7m、最大瞬間風速44.2mと猛烈な風を記録した。また、8日に茨城県の土浦市、龍ヶ崎市、千葉県の山武郡九十九里町から山武市にかけて竜巻が発生した。

この台風により、死者5名、負傷者137名、住家の全壊・半壊及び一部損壊4,665棟、床上・床下浸水3,637棟の被害が発生した。

農林水産関係では、北海道から沖縄の全国の地域で、農地1,707箇所、農業用施設等1,181箇所、林地荒廃180箇所、治山施設346箇所、林地施設971箇所、養殖施設1,608箇所、漁港施設72箇所、野菜、果樹を中心とした農作物やビニールハウス等に、総額で約305億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省は、10月7日に災害情報連絡室を設

置。東北農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局に災害対策本部を設置。

- ② 各都道府県に対し、農作物等の事前の対策と被害拡大防止の徹底について通知するとともに、農業共済団体等に対し、農作物関係通知の周知と共済金の早期支払体制の確立等について通知。
- ③ 関係金融機関に対して、被害農林漁業者等の資金の円滑な融通等が図られるよう依頼。
- ④ 政府は、この災害に対し、「平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（11月18日公布）。

2 地震による災害

(1) 駿河湾を震源とする地震（8 / 11）

ア 災害の状況

8月11日5時7分、駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度6弱、静岡県東伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆の国市、富士宮市、静岡市、袋井市、菊川市で震度5強などを観測した。

この地震により、死者1名、負傷者319名、住家の半壊・一部損壊8,678棟、建物火災2棟の被害が発生した。

農林水産関係では、静岡県で、農地48箇所、農業用施設等38箇所、林地荒廃8箇所、林道施設3箇所等に、総額で約10億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

- ① 農林水産省では、8月11日に災害情報連絡室を設置。関東農政局に災害対策本部を設置。
- ② 水産庁の担当官を現地に派遣。

3 農林水産業防災対策関係予算

平成21年度の農林水産業防災対策関係予算は、表3のとおりである。

表3 農林水産業防災対策関係予算

事 項	平成21年度予算額
1 災害予防	5,983
(1) 防災施設整備の整備	5,983
情報収集・伝達体制の整備	18
漁港漁村の防災対策施設の整備	137,318
	の内数
農山村の防災機能強化の促進	620

緊急時の農業水利施設の活用・整備	25
農村防災・災害対応の指導体制強化	23
地域防災対策総合治山事業	3,885
土砂流出防止林造成事業	289
雪崩防止	304
林野火災予防施設の整備等	819
2 国土保全	207,965
(1) 治山事業	90,389
国有林治山事業	29,369
民有林直轄治山事業	6,770
治山事業	6,654
治山計画等に関する調査	116
民有林補助治山事業	54,250
(2) 地すべり対策事業	15,155
農振局分 直轄	1,300
補助	5,010
林野庁分 直轄	4,085
補助	4,760
(3) 海岸事業	17,965
直轄	3,738
補助	14,227
(4) 農地防災事業	76,744
国営総合農地防災事業	31,123
農地防災事業	45,621
(5) 災害関連事業	4,748
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	50
災害関連緊急地すべり対策事業	566
農業用施設等災害関連事業	162
農地災害関連区画整備事業	8
海岸保全施設等災害関連事業	2
災害関連農村生活環境施設復旧事業	197
直轄治山等災害関連緊急事業	3,724
治山施設災害関連事業	12
林地崩壊対策事業	23
森林災害復旧事業	1
国有林森林災害復旧造林事業	1
漁港等	2
(6) 地盤沈下対策事業等	2,385
(7) その他の事業	579
保安林整備管理事業	553
特殊地下壕対策事業	26
3 災害復旧等	132,779
(1) 災害融資	103
(2) 災害保険	118,523
農業共済保険	95,127
森林保険	4,988

漁業共済保険	10,502
漁船損害保険	7,906
(3) 災害復旧	14,153
ア 公共土木施設	2,792
直轄事業	1,045
直轄地すべり防止施設復旧事業	13
直轄治山施設災害復旧事業	950
直轄漁港	82
補助事業	1,747
治山施設災害復旧事業	693
海岸等	33
漁 港	1,021
イ 農林水産業施設	9,682
直轄事業	369
農業用施設	369
補助事業	9,313
農地	1,100
農業用施設	6,186
林道	1,920
漁業用施設	7
共同利用施設	100
ウ 国有林（林道分）	1,679
	[35,000]
合 計	346,727

(注1) [] 書きは、農林漁業金融公庫及び^(株)日本政策金融公庫融資枠で外数である。

(注2) 合計額は、内数分を除いた額の集計である。

第4節 新たな農地制度

1 改正農地法の概要

農地法は、昭和27年に、農地改革の成果を維持するとともに戦前から立法化されてきた法制度の集大成として制定され、その後時代の要請に応じて制度改正がなされてきたところである。直近の改正である平成21年改正では、農地を最大限に有効利用するとともに、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保することを内容とする改正を行ったところである。主な改正内容は、下記の通りである。

(1) 農地法の目的等の見直し

農地が「地域における貴重な資源であること」、農地を「効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進」すること等を明確化するとともに、農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければなら

ない」旨の責務規定を創設した。

(2) 農地の権利取得に係る許可要件の見直し

農地の権利取得の要件を見直し、「地域との調和」要件を創設するとともに、原則として農業生産法人に限られている農地の貸借について、契約に解除条件をつける等の一定の要件を満たした場合は農業生産法人以外の法人であっても許可を可能とした。

(3) 農地転用規制の厳格化

病院、学校等の公共施設への転用についても許可不要から協議制へ改めるとともに、違反転用に対する罰則を強化した。

(4) 遊休農地対策の強化

遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという従来の仕組みを改め、市街化区域内農地も含めた全ての遊休農地を対象とする仕組みとするとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して行うこととした。更に所有者不明の遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるように措置した。

(5) 農地の面的集積の推進

市町村段階の農地の面的集積組織（農地利用集積円滑化団体）が委任を受けて、所有者を代理して農地を貸し付ける仕組み等を創設した。

【農業経営基盤強化促進法において措置】

(6) 優良農地の確保を図る仕組みの充実

国及び県の基本方針において確保すべき農用地面積の目標を明記するとともに、農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととした。

【農業振興地域の整備に関する法律において措置】

2 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきている。

売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積（世帯内の移動等（子供への贈与、使用貸借）を除く）については、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台、平成16年及び平成17年は15万ha台、平成18年は19万ha台、平成19年は21万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成20年の農地の権利移動面積は、水田・畑作経営所得安定対策の導入による影響から大幅に増加した平

成19年に比べて1万9千ha減の19万2千haとなった。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、そのほとんどは農業経営基盤強化促進法による利用権設定によるものである。

3 農地流動化対策

「食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農地利用集積円滑化事業

農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、改正農地法（平成21年12月15日施行）により、農業経営基盤強化促進法に位置付けられたものである。本事業は、市町村の承認を受けた者（農地利用集積円滑化団体）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

ア 農地所有者代理事業（法第4条第3項第1号イ）

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(2) 農地利用集積対策

ア 農地確保・利用支援事業

(ア) 交付金交付事業

a 農地引受交付金

特定農業法人等が地域の農地を積極的に引き受けて農地の有効利用を行う取組を後押しするため、特定農業法人等が農地を引き受け営農する場合に必要な経費に対して交付金を交付する。

b 保全管理交付金

農地保有合理化法人が地域の農地を積極的に借入れ等をして、農地を確保し、その有効利用を行う取組を後押しするため、農地保有合理化

法人が農地を借入れ等をして、当該農地を担い手に貸付け等をするまでの間、保全管理を行う農地の面積に応じて交付金を交付する。

c 面的集積交付金

集積組織が農地所有者の委任を受けて、その者を代理して農地について面的にまとまった形で利用権設定等を行うことにより、また、集積組織による農地の転貸等により、面的集積を実現した場合に、その面積に応じて交付金を交付する。

d 面的集積条件整備交付金

cの面的集積交付金の取組により面的集積された農地について一層効率的な利用ができるようにするため、畦畔除去や末端農業用排水路の補修等に必要経費に対して交付金を交付する。

(イ) 交付事務支援事業

アの(ア)に規定する交付金交付事業の実施主体である都道府県協議会が、交付金対象者の申請に基づき行う交付金の交付及び資金の管理等を支援する。

(ウ) 全国団体事業

農地確保・利用支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、関係機関・団体等で構成する委員会を組織し、当該事業に係る普及・推進活動を実施する。

（予算額 7,079百万円）

イ 農地確保・利用推進体制支援事業

(ア) 活動支援事業

面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う際に必要となる経費について支援する。また、その取組を中心的に行うコーディネーターの活動費を支援する。

(イ) 都道府県事業

都道府県が、コーディネーターの研修を行うなど農地の確保・有効利用の取組を指導・サポートする経費について支援する。

（予算額 483百万円）

ウ 担い手アクションサポート事業のうち農地の利用調整活動のうち認定農業者農地等利用調整促進支援

認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合に、集落営農の組織化に向けた取組との調整を図りつつ、認定農業者への農地の利用集積を図るための支援を実施する。

（予算額 3,000百万円の内数）

(3) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

平成20年度における農地保有合理化事業の実績は表4のとおりである。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業。

(イ) 農地売渡信託等事業

経営規模縮小農家等から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業。

(ウ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業。

(エ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業。

(オ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業。

表4 農地保有合理化事業の実績（平成20年度）

(単位：件、ha)

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件数	3,608	4,009	39,190	32,920
面積	9,069	9,886	15,050	14,758

イ 農地保有合理化法人

都道府県段階の農地保有合理化法人である都道府県農業公社については、全都道府県に設置されている（47法人）。

市町村段階の組織で農地保有合理化法人となっているものは、平成20年4月現在で、市町村農業公社が155、農業協同組合が395、市町村が23となっている。

ウ 社団法人全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立されたものであるが、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」が位置付けられたことに伴い、同年4月に農林水産大臣より農地保有合理化支援法人として指定を受けた。

同協会が行う事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

エ 関連事業（農地移動適正化あっせん事業）

昭和44年の農業振興地域の整備に関する法律の制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業。

農地移動適正化あっせん事業の実績は表5のとおりである。

表5 農地移動適正化あっせん事業実績

(単位：件、ha)

事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
19年度	661	7,390	12,867	91	34	14,841	25,192	1,096	1,625	23,417	39,718
20年度	574	7,041	12,651	72	17	13,413	20,572	1,275	1,824	21,801	35,064

4 耕作目的の農地移動の状況

(1) 耕作目的の農地移動の状況

ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成20年の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で39万4,103件（対前年比90.0%）、22万8,553ha（同91.6%）となった。

イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成20年は北海道では件数、面積ともに増加、都府県では件数が減少しているものの、面積は増加しており、全国で6万230件（対前年比94.9%）、3万9,025ha（同119.7%）となった。

ウ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成20年は5,260件（対前年比82.4%）、3,227ha（同67.1%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成20年は1万2,570件（対前年比88.7%）、2万4,513ha（同97.8%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託による権利の設定）は、平成20年は29万3,971件（対前年比89.2%）、14万9,644ha（同86.1%）となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権（賃借権）の中途解約は、平成20年は4万1,001件（対前年比95.4%）、2万8,095ha（同103.2%）となった。

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成20年中に利用権が終了したものは12万8,647件（前年比105.2%）、5万7,739ha（同99.4%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したものの（再設定の有無不明を除いたもの）のうち、平成20年中に利用権を再設定したものは件数で71.9%（面積72.8%）

を占めており、再設定予定のもの（平成20年中には再設定しなかったが、平成21年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で11.0%（面積10.4%）を占めている。

第5節 農業委員会制度

1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成21年10月1日現在1,776委員会となっている。

また、都道府県段階に都道府県農業会議、全国段階に全国農業会議所が置かれ、農業委員会の行う活動を効果的に実施するための推進機関としての役割を果たしている。

平成21年12月15日に施行された改正農地法により、農地の不適正利用時の許可取り消しや遊休農地対策等における農業委員会の役割が大幅に強化されたところであり、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割はますます重要になっている。

2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

(1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員会が農地法等の事務を適切かつ円滑に行うための農業委員手当及び職員設置等の基礎的な経費

（予算額 4,776百万円）

イ 農地法の規定に基づき実施する和解の仲介及び標準小作料改訂等に要する経費

（予算額 60百万円）

ウ 集落営農の組織化や企業等の農業参入等を円滑に推進するための農地の利用調整及び遊休農地の解消等に対する支援等に要する経費

（予算額：38,151百万円の内数）

エ 農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等に要する経費

（予算額 3,006百万円の内数）

(2) 都道府県農業会議に係る国庫補助

ア 農地法に基づく事務を適切かつ円滑に行うための会議員手当及び職員設置に要する経費

(予算額 562百万円)

イ 農業委員会が行う農地の利用調整等の取組の推進・普及に要する経費

(予算額 38,151百万円の内数)

(3) 全国農業会議所に係る国庫補助

ア 農業及び農業者に関する調査・研究等に要する経費

(予算額 42百万円)

イ 農業参入希望のある特定法人及び農業法人に関する情報収集・提供活動等に要する経費

(予算額 13百万円)

第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。また、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した(平成15年10月1日)。

1 制度の概要

(1) 政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

(2) 加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

(3) 財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

(4) 政策支援

青色申告を行う認定農業者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

(イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

a 青色申告を行う認定農業者又は認定就農者。

b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。

c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。

d 35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

2 被保険者等の状況(21年度末)

(1) 加入者数(累計)	95,565人
(2) 被保険者数(累計)	55,636人
(3) 平成21年度新規加入者	3,908人

第7節 経営構造対策等

(1) 強い農業づくり交付金(経営力の強化)のうち経営構造対策

経営構造対策は、「効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造」を確立するため、農業生産を核とした加工・流通・販売等への取組を通じて地域農業の担い手の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備等を支援。

ア 事業内容

(ア) 経営構造施設等整備

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備。

(イ) 経営構造施設等整備附带事業

経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び実践的知識・技術の習得活動等。

イ 成果目標

事業開始年度から5年度目(担い手育成緊急地域(経営の零細な農家が多くを占める地域)にあっては、3年度目)を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定。

(ア) 構造改革重点目標

a 認定農業者の育成【必須設定】

b 担い手への農地の利用集積

(a) 利用集積率【必須設定】

(b) 連担化率【任意設定】

(担い手育成緊急地域の場合)

c 認定農業者等の育成【必須設定：(a)～(c)のうち1項目以上を選択】

(a) 認定農業者の育成

(b) 農業生産法人の設立

(c) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織の設立

d 担い手への農地の利用集積

(a) 利用集積率【必須設定】

(b) 連担化率【任意設定】

(イ) 地区選択目標

地域の課題や取組の方向性を踏まえ、定量的な目標を自由に設定。

(予算額 強い農業づくり交付金38,151百万円の内数)

(2) 経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業は、経営構造対策等を活用した地域段階の構造改革に向けた取組の円滑化を図るとともに、新たなビジネス展開等を積極的に支援するため、次に掲げる事業を総合的に実施。

ア 経営構造対策等支援事業

新たなビジネス展開及び地域マネジメントに役立つ実践的な知識や技術等を習得するための経営アグリビジネススクールの開催等。

イ 新商品・新技術開発プロジェクト事業

農畜産物等を活用した新商品の開発や農業経営の新技术に関する研究開発のアイデアを公募及び選定し、このアイデアに対し助成。

ウ アグリビジネスサポート調査研究事業

農業経営の発展・合理化や農業経営が抱える課題解決等に資する調査研究テーマを公募及び選定し、この調査研究費に対し助成。

(予算額 44百万円)

(3) 経営者組織連携研さん・高度経営支援事業のうち

民間ノウハウ活用高度経営支援事業

民間ノウハウ活用高度経営支援事業は、民間企業等のノウハウを集結し、経営発展を目指す担い手が直面する専門的かつ広範にわたる課題に対する指導・助言、経営コーディネート等の経営支援及び農業経営の発展過程に応じた経営能力の習得のため、次に掲げる支援を総合的に実施。

ア 経営支援サービス活動

担い手が掲げる専門的な課題に対する指導・助言や経営コーディネート等の経営支援サービス活動を

支援。

イ 人材育成支援活動

民間企業等が有するマーケティング、商品開発、人材育成等の企業的経営戦略や先進農業経営が有する経営ノウハウ等を活用した担い手育成のためのセミナー、フォーラム、シンポジウム等の人材育成活動を支援。

ウ 関連事業に係る経営支援活動

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業及び新商品・新技術開発プロジェクト事業を活用して経営発展に取り組む担い手への経営アドバイス活動を支援。

(予算額 25百万円)

(4) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業は、担い手育成総合支援協議会を中心として地域の合意形成を図り、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた地域構造改革プロジェクト整備計画を作成した地区を対象として、次の支援策を総合的に実施。

ア 事業内容

(ア) プロジェクト融資主体型補助

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付。

(イ) 追加的信用供与

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証を拡大。

イ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標を設定。

(ア) 担い手の育成・確保に関する目標

(イ) 担い手への農地の利用集積に関する目標

(ウ) 雇用の創出に関する目標

(予算額 9,186百万円)

(5) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

競争力のある担い手の育成及び国産農産物の競争力の強化を図るため、都道府県の枠を越えて生産から加工・流通・販売までを一体として行う広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から国が直接支援を実施。

ア 事業内容

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連

業者等が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組。

b 加工施設等の整備タイプ

農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を越えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組。

(イ) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売・配送するために必要となる施設整備等の取組。

(ウ) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組。

b 販売施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組。

イ 成果目標

事業実施計画承認年度から3年度目を目標年度とした次の数値目標等を設定する。

(ア) 関連事業者との取引数量の増加

(イ) 実施主体の構成員のうち市町村基本構想の所得水準を達成する者が増加

(予算額 509百万円)

(6) 農地情報共有化支援事業

農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等が進む中で、地域全体で今後の農地利用を考え、その有効活用を図るための方策等を検討するための条件整備として、農地の所有者や利用の状況等に関する情報と地図情報を結合した農地情報図を市町村単位の関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにする取組を支援。

(予算額 1,062百万円)

(7) 農地情報提供支援事業

農地の有効利用を促進する観点から、新規参入者等及び賃貸借の当事者が必要とする農地の貸出希望及び

賃借料水準等の情報を個人情報の保護に留意し、インターネットを通じて全国どこからでもアクセスすることができる体制の整備を支援。

(予算額 20百万円)

(8) 人権問題啓発推進事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)の基本理念にのっとり、全国農林漁業関係団体が当該団体職員等を対象に実施する人権啓発活動を支援。

(予算額 9百万円)

(9) 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)の基本理念にのっとり、都道府県へ委託して地域レベルの農林漁業関係団体の職員等に対する人権啓発活動を実施。

(予算額 28百万円)

(10) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るために必要な施設等の整備を支援。

ア 事業内容

アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設等を整備。

イ 成果目標

事業実施計画承認年度から5年度目を目標年度とした次の数値目標を設定する。

(ア) 受益農林漁家の生産目標

(イ) 受益農林漁家の所得目標

(予算額 368百万円)

(11) 企業等農業参入支援全国推進事業

農業経営に意欲的な農業生産法人以外の法人(企業等)の農業参入を促進するため、特定法人貸付事業による参入事例や支援策等の各種情報を提供するとともに、参入及び農業経営の方策等を習得するための研修会、個別相談会等を開催。

(予算額 16百万円)

(12) 企業等農業参入支援推進事業

特定法人貸付事業による企業等への農地リースを促進するため、簡易な土地基盤整備に必要な経費、新規作物導入に係る栽培技術の習得、加工品開発、販路開拓等の活動に必要な経費について支援。

(予算額 75百万円)

第8節 農業改良資金制度

本制度は、農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を生かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（新たな農業経営部門への進出、新たな生産方式の導入等）に取り組む際に必要な資金の無利子貸付けを行うものである。平成21年度については、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」において、償還期間の延長や貸付対象者の拡大等の特例措置が講じられるとともに、前年度に引き続き、ホームページを活用した制度や貸付事例等の情報提供のほか、関係機関の研修会等を通じ、農業者や関係機関への一層の利用促進を図った。

（予算額 297,821千円）

第9節 新規就農者・青年農業者の育成・確保

近年、青年（39歳以下）の新規就農者数は1万4千人前後で推移しているが、農業従事者全体が減少・高齢化が進む中で将来にわたり我が国農業の食料供給力を強化していくためには、農業内外からチャレンジ精神を持った新規就農者を育成・確保していくことが重要であることから就農の各段階に応じたきめ細かな支援を行ってきた。

また、雇用情勢の悪化に対応し、農業分野での雇用創出を図る観点から、農業法人等への雇用就農を促進する取組を強化した。

(1) 農業再チャレンジ支援事業

若者、団塊世代等が経験がなくても農業に就けるよう、就農の各段階に対応した支援を実施した。

ア 情報提供・相談段階における支援

全国新規就農相談センターにおける就農・就業相談、就農関連情報の収集とインターネットを通じた提供、主要都市での就農相談会等を実施した。

また、従来の就農支援以外の知識・ノウハウを有し、先駆的な取組を行っている民間団体による新たな就農支援手法の開発を推進するとともに、若者就職支援機関のキャリアカウンセラーを対象とした就農相談研修等を行った。

イ 体験・研修段階における支援

(ア) 子どもたちの農業・農村における「原体験」を通して農業に対する理解を深め、将来の就農につながるよう、各地で取り組まれている農業・農村体験学習の受け入れに関する情報提供等を行っ

た。

また、農業法人等による学生や社会人向けの農業就業体験を実施した。

(イ) 農業法人等による実践研修や、民間団体の開設する就農準備校での基礎的な農業研修等、就農経路や技術の発展段階に応じた研修を体系的に実施した。

ウ 参入準備段階における支援

後継者不在の農家が有する経営資産・営農技術等を新規就農希望者へ円滑に継承させるための支援を実施した。

エ 定着段階における支援

女性グループ、NPO法人等による、就農後の定着を促すための地域におけるモデル的な起業活動等を支援した。

また、他産業で培った経験、能力を活かして新たな生産方式、経営手法等により農業分野へ参入しようとする者に対する支援を実施した。

（予算額405,676千円）

(2) 就農支援資金

新たに就農しようとする青年等に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修資金、その他就農準備に必要な資金、経営開始時の機械・施設等の導入に必要な資金の無利子貸付けを行い、平成21年度の貸付実績は、1,149件、40.1億円であった。

（予算額1,551,408千円）

(3) 「農」の雇用事業

若者等の農業法人等への就業を促進するため、就農相談会の開催等により農業法人等への就業を希望する者と農業法人等とのマッチングを行うとともに、農業法人等が、新たに雇用した就農希望者に対して行う実践研修（OJT研修）への支援を行った。

（平成21年度第1次補正予算額3,869,000千円）

(4) 担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動（新規就農者育成・確保支援）

認定農業者や集落営農、農業法人の中核的構成員となり得る新たな就農者の参入を促すため、若者、農業法人、関係機関等によるネットワークの構築、企業等に出向く就農相談体制の整備等を実施した。

（予算額3,006,419千円の内数）

(5) スローじんせい二毛作再チャレンジ支援事業

定年後の団塊世代が田舎で再び活躍する「人生二毛作」や田舎で新たな価値観と生活スタイルを確立して農林水産業で再チャレンジする「スローライフ&ジョブ」を普及・啓発するため、シンポジウムの開催やラジオ放送、総合情報ホームページの開設・運営を行っ

た。

(予算額48,218千円)

(6) 人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体発展支援研修事業

団塊世代等が他産業で培った経験・能力を農林漁業の経営発展で活用するため、団塊世代等の人材を、農林漁業経営体に対する研修の講師として派遣した。

(予算額127,683千円)

(7) 地域連携農業高校実践教育推進事業

農業高校生の新規就農や、農業大学校等への進学に向けた動機付けを図るため、地域農業界と教育委員会が連携した農業高校における農業者育成研修モデルの策定・普及の取組を支援した。

(予算額55,070千円)

(8) 農村青少年研修教育団体事業

ア 青年農業者の集団活動への支援

青年農業者を対象とした全国青年農業者会議、全国農業青年交換大会、国内先進地研修等を実施した。また、青年農業者の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農業士全国研究会等を実施した。

(予算額10,852千円)

イ 農業研修生の海外派遣

青年農業者を欧米の先進農家へ約1年間派遣し、輸出促進を担う人材を育成する農業研修生海外派遣等を実施した。

(予算額43,723千円)

ウ 実践的研修教育の実施

青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等への助成を実施した。

(予算額169,444千円)

(9) 強い農業づくり交付金のうち新規就農者等の育成・確保

ア 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進事業

多様な就農形態に対応した研修教育課程の設定に伴う体制整備等を支援した。

イ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

団塊世代及び他産業従事者等の若者を対象とした研修教育を実施するために追加的に必要となる研修作業棟、農産加工棟、離職者等職業訓練用研修教育施設・機械等を整備した。

(予算額38,150,729千円の内数)

(10) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農

業者大学校

平成20年度から先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的として、新たな教育課程による教育を実施した。22年3月には新たな教育課程で初めての学生(23名)が卒業し、9割以上(21名)が就農した。

(11) 新規就農定着促進事業

地域農業の将来の担い手となる新規就農者の育成・確保に取り組む地区を対象に、新規就農者の就農時の経済的負担の軽減を図るため、農業用機械・施設等の整備に対する助成を実施した。

(予算額3,626,457千円)

第10節 多様な人材の育成・確保

1 女性の社会・経営参画の促進

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域社会において重要な役割を果たしている女性の社会・経営参画の促進及び女性がより一層活躍できる環境の整備を促進した。

(1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業

女性農業者の農業経営・地域社会の参画促進に向け、女性農業者同士の交流会や普及啓発シンポジウムの開催、農業経営能力向上のための研修、相談活動等及び農村における女性の起業の高度化を図るための経営戦略マニュアルの作成等を実施した。

(予算額109,460千円)

(2) 担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動(女性の担い手育成・確保支援)

女性の担い手を育成・確保するため、認定農業者を志向する女性に対する研修や情報提供、女性認定農業者の経営多角化・高度化に向けた研修、経営相談等の経営支援及び認定農業者の共同申請制度の活用に向けた普及広報活動を実施するとともに、集落営農における加工・販売等の起業部門を担う女性を育成するための研修や情報提供等を実施した。

(予算額3,006,419千円の内数)

2 高齢者・障害者などへの支援

高齢社会対策大綱を踏まえた農山漁村における高齢者対策を推進するための施策を実施した。

また、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく「重点施策実施5か年計画」等を踏まえた、農業分野における障害者就労の推進のための施策を実施した。

(1) シニア能力活用総合対策事業

農村地域における高齢者の健康現役社会の実現に向け、知識・経験・技術が豊富な高齢者による優良活動事例の収集・情報提供、優良な活動を行った高齢者に対する表彰を実施した。また、高齢農業者の能力を活用して、農業サイドと医療・福祉サイドとの連携による地場農産物を活用した病院食の開発等の取組を実施した。

さらに、農村地域における営農活動を健康面から支えるため、医療関係者による健康維持に関する知識の普及や相談・指導等の健康管理活動、高齢農業者が要介護者となった場合の女性グループ等が行う助け合い活動を充実させるための人材養成研修を実施した。

(予算額216,610千円)

(2) 担い手アクションサポート事業のうち新たな人材の育成・確保活動（高齢者による担い手支援）

高齢者による活動を促進するため、地域が行うシンポジウム等の普及啓発活動、加工技術等研修を実施した。

(予算額3,006,419千円の内数)

(3) 障害者アグリ雇用推進事業

農業分野における障害者の雇用を促進するため、園芸福祉士等と連携しながら農業法人等における障害者雇用の取組を実証するとともに、農業で働きたい障害者と農業法人等を対象とした雇用推進研修会を開催し普及啓発を行った。

(予算額29,020千円)

3 外国人研修生受入れの適正化

農業分野における外国人研修・技能実習制度の運営の適正化を図るため、地域の受入れ体制づくりの支援や、適正な研修計画策定のための支援、農業の実態を踏まえた研修生や農家等への助言・情報提供等を実施するとともに、21年7月の改正入国管理法に伴う新たな研修・技能実習制度について、円滑な移行を図るために各地方農政局等における制度研修会の開催し、普及啓発を行った。

(予算額75,071千円)

第11節 農業協同組合等**1 農業協同組合及び同連合会****(1) 農協系統の現状**

農協は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農業者の営農活動や生活の向上のため、経

済事業、信用事業、共済事業等を展開している。これらの事業を総合的に行う総合農協は、地域の組合員等に対し、各種サービスを提供している。また、総合農協等が会員となり都道府県と全国段階に連合会が組織され、これらの指導組織としての中央会が構成されている。

農協の組織や各事業については、これまで事業環境や食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を受け、総合農協の合併、地方組織と全国組織の統合、人員の削減、JAバンクシステムの確立や信用・共済事業における他の金融・保険業態と同等の規制措置の導入等の様々な見直しが進められてきた。これらの取組が一定の成果をあげる中で、農協は地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしてきたが、一部には事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられるところである。

こうした状況を踏まえ、平成22年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては農協について、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たすことが求められているとの認識の下、行政としては、農協本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた農協の自主的な取組を促進し、必要な場合には、法律に基づく指導・監督等を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる旨決定したところである。

農協系統の現状を概観すると、22年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協が754、連合会が220（うち全国区域のもの18）で21年度中に総合農協が25、連合会が2それぞれ減少している。

21年度における総合農協の合併実績は15件であり参加農協数は39農協であった。

20事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、482万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し6万1千人減少し、准組合員の数は459万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し11万9千人増加している。

(2) 農協系統の財務の概況

20事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）92兆3,100億円で、前年度比1.5%増加した。これら調達資金の91.5%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.1%である85兆534億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）

であり、前年度比1.4%増加している。固定資産は前年度比1.8%減少し3兆427億円、外部出資は前年度比9.3%増加し2兆3930億円である。

純資産については、5兆6,568億円で、前年度比1.8%増加した。

(3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

20事業年度末における1組合平均の営農指導員数は18.6人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の11.1%となっている。

イ 信用事業

農協における21年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は84兆4,772億円、貸出金残高は22兆9,294億円、有価証券（金銭の信託及び買入金銭債権を含む。）は5兆280億円となっている。

また、信農連における21年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は51兆9147億円、貸出金残高は5兆5,916億円（金融機関貸付金除く）、系統預け金は28兆8,325億円、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は17兆7,417億円となっている。

ウ 経済事業

20事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆3,786億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,138億円（25.4%）、米9,775億円（22.3%）、野菜1兆2,518億円（28.6%）、果実4,349億円（9.9%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆3,003億円となっており、そのうち主要なものは飼料4,384億円（13.2%）、肥料3,672億円（11.1%）、農薬2,377億円（7.2%）、農業機械2,306億円（7.0%）、燃料5,562億円（16.8%）、食料品3,648億円（11.0%）、家庭燃料2,417億円（7.3%）である。

エ 共済事業

21年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、320兆3,310億円（前年度末330兆1,901億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,404億円（前年度末4,393億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,028億円、満期共済金2兆8,432億円、合計3兆7,460億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、20年度末現在では33都道府県で35連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は117病院、64診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

21年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては54億1,363万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては631億9,691万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、21年度末においては7,841法人（前年度同期7,616法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,724、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,085、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は5,032となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,992法人で圧倒的に多く、複合作目は1,849法人である。単一作目では、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,691法人、普通作（稲等）1,658法人、野菜773法人、果樹480法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業等を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支給する

ために、経過的に存続することとなっている。特例年金部分については21年11月に政令改正し、平成22年4月から年金としての受給のほか一時金として受給することが選択できるようになった。

(21年度末年金受給権者数：429,125人)

5 農協に関する統計調査

(1) 一斉調査

農業協同組合、同連合会について、その組織、財務及び事業の状況を調査し、統計表として公表した。20事業年度の各統計表の集計組合等数は総合農協770、都道府県区域農協連合会97であった。

(2) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数(22年3月31日現在)及び21年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第12節 農林漁業金融

1 組金融の動き

平成21年度に行われた第171回国会(常会)において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(平成21年6月24日公布)。国際的な金融資本市場の混乱等を背景にして、我が国の市場の機能強化、利用者の保護の充実を図り、信頼と活力ある金融資本市場を構築するために必要な制度を整備することを目的とするものであり、農協系統を含めた金融機関において、金融サービスの多様化に伴う苦情・紛争を簡易・迅速に解決するための裁判外の紛争解決制度の充実を図られ、平成22年10月1日に施行された(一部は平成22年4月1日に施行)。

さらに、第173回国会(臨時会)において、中小零細企業及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、中小零細企業の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を図ることを目的とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が成立した(平成21年12月3日公布)。これにより、農協系統を含めた金融機関において、貸付条件の変更等の措置を適切かつ円滑に行えるよう、基本方針の策定及び必要な体制の整備を行うこと、貸付条件の変更等の実施状況及び整備した体制等の開示を義務付けることとされ、平成21年12月4日に施行された。

以上のような情勢の下、平成21年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

21年度末の貯金残高は84兆4,772億円となり、前年度末に比べ1兆1,676億円、1.4%増加した。

イ 借入金

21年度末の借入金残高は2,162億円(このほか日本政策金融公庫(農林水産事業)から転貸用借入金2,343億円)となり、前年度末残高(2,199億円)より37億円、1.7%減少した。

ウ 貸出金

21年度末の貸出金残高は22兆7,644億円(このほか日本政策金融公庫(農林水産事業)受託貸付金残高2,548億円、金融機関貸出9,973億円)となり、前年度末に比べ3,073億円、1.4%増加したが、貯金残高も増加したため、貯貸率は27.0%から26.9%へと減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、短期貸出が前年度末に比べ1,720億円、9.6%減少、長期貸出が6,759億円、3.1%増加となった。

なお、長期貸出比率は93.3%で、前年度末に比べ0.9ポイント増加した。

エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く)は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その21年度末残高は61兆6,253億円で、前年度末残高(60兆9,914億円)より6,339億円、1.0%増加した。

その運用内訳をみると、預け金が56兆5,973億円で前年度末に比べ4,311億円、0.8%増加し、余裕金の91.8%を占めた。このうち系統への預け金が56兆3,688億円で、余裕金全体の91.5%を占めており、前年度末(91.7%)より0.2ポイント減少した。

また、21年度末における有価証券保有残高は5兆133億円と前年度末に比べ2,021億円(4.2%)増加し、余裕金全体に占める割合は7.9%から8.1%へと増加した。(表6)

表6 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 (日本公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
20年3月末	820,756	2,402	216,732	566,360	563,766	42,864	26.4
21年3月末	833,096	2,199	224,571	561,662	559,135	48,112	27.0
22年3月末	844,772	2,162	227,644	565,973	563,688	50,133	26.9

(2) 信農連の動き

ア 貯金

21年度末の貯金残高は51兆9,147億円となり、前年度末に比べ5,969億円、1.2%増加した。

イ 借入金

21年度末の借入金残高は7,150億円となり、前年度末残高(5,188億円)より1,962億円増加した。

ウ 貸出金

21年度末の貸出金残高は5兆5,916億円(金融機関貸出を除く)となり、前年度に比べ504億円、0.9%減少した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、11.0%から10.8%へと減少した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く)は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その21年度末残高は46兆6,755億円で、前年度末残高(44兆7,781億円)より1兆8,974億円、4.2%増加した。

その運用内訳をみると、預け金28兆9,338億円で余裕金の62%を占め、前年度に比べ1兆565億円、3.8%増であった。このうち系統への預け金は28兆8,325億円で余裕金全体の61.8%を占めており、前年度(61.9%)とほぼ同じ割合であった。また、21年度末における有価証券保有残高は17兆2,412億円と前年度に比べ8,632億円(5.3%)増となり、余裕金全体に占める割合は36.5%から36.9%へと増加した。(表7)

表7 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
20年3月末	515,347	3,077	52,467	12,962	296,566	295,166	165,542	10.2
21年3月末	513,178	5,188	56,420	15,578	278,773	277,431	163,780	11.0
22年3月末	519,147	7,150	55,916	15,315	289,338	288,325	172,412	10.8

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

21年度末の預金残高は39兆1,087億円となり、前年度末(37兆5,015億円)より1兆6,071億円(4.3%)増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が33兆3,730億円(前年度32兆1,822億円)で、1兆1,908億円(3.7%)の増加となった。

また、会員以外の残高は5兆7,357億円(前年度5兆3,193億円)で、4,164億円(7.8%)の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が82.1%と大部分を占めており、水産系統3.1%、森林系統0.05%となった。

イ 農林債券

21年度末の農林債券の発行残高は5兆6,117億円となり、前年度(5兆2,550億円)より3,567億円(6.8%)増加した。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

21年度末の会員貸出残高は2,686億円、前年度(2,835億円)より149億円(5.3%)減少した。これを団体別に見ると、農協系統は2,271億円(前年度2,326億円)で55億円(2.4%)の減少、水産系統が249億円(前年度337億円)で88億円(26.1%)の減少、森林系統が157億円(前年度165億円)で

8億円（4.8%）の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

21年度末の会員以外の貸出残高は12兆7,694億円となり、前年度（10兆6,643億円）より2兆1,051億円（19.7%）増加した。このうち、関連産業法人貸出残高は3兆2,755億円（前年度3兆7,408億円）で、4,653億円（12.4%）の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業

者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は9兆1,488億円（前年度6兆5,741億円）で、2兆5,747億円（39.2%）の増加となった。

エ 貸出金以外の資金運用貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち21年度末の有価証券保有残高は44兆137億円（前年度39兆5,588億円）で、4兆4,549億円（11.3%）の増加となった。（表8）

表8 農林中央金庫主要勘定

（単位：億円）

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	有価証券
20年3月末	388,133	48,221	2,326	95,630	362,623
21年3月末	375,015	52,550	2,835	106,643	395,588
22年3月末	391,087	56,117	2,686	127,694	440,137

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロージャー、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

(4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要資金として積み立てている責任準備金は、平成21事業年度末において2,859億92百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

2 株式会社日本政策金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

平成21年度における貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上20年度の3,200億円から100億円減額の3,100億円とした。資金の区分別の内訳は表9のとおりである。

21年度の資金交付計画の総額は、20年度の2,800億円から100億円減額の2,700億円とした。この原資として、一般会計からの出資金7億円、財政投融资特別会計からの出資金35億円、借入金1,858億円（うち財政融資資金1,770億円、食料安定供給特別会計88億円）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等

783億円（うち財投機関債100億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計から補給金349億5,433万円（20年度当初335億7,142万円）の繰入れを予定した。

なお、21年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,254億円となっている。

表9 日本政策金融公庫貸付計画

（単位：百万円）

区 分	21年度	20年度	比較増△減
経営構造改善	146,780	149,030	△2,250
基 盤 整 備	48,223	51,942	△3,719
一 般 施 設	78,697	82,728	△4,031
経営維持安定	31,300	31,300	0
災 害	5,000	5,000	0
合 計	310,000	320,000	△10,000

（注）平成20年度は、農林漁業金融公庫（上期）と日本政策金融公庫（下期）との合計。

(2) 制度改正

20、21年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<20年度>

ア 農林漁業施設資金において、アグリサポート事業計画及びアグリビジネス強化計画に基づく事業を対象に追加した。

イ 農林漁業施設資金において、貸付金の一部が自己資本と見なされる資金的劣後ローンを創設した。

ウ 林業基盤整備資金において、利用間伐に必要な資金を供給できるよう利用間伐推進資金を創設した。

<21年度>

ア 農林漁業セーフティネット資金において、社会的又は経済的環境の変化等により一定の経営状況になっている場合の貸付要件を拡充した。

イ 農林漁業施設資金において、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携事業計画に基づく事業の貸付利率について、特例措置を講じた。

ウ 食品安定供給施設整備資金において、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画に基づく事業を対象に追加した。

(3) 貸付状況

21年度の貸付額は表10のとおり2,557億円で、貸付計画額3,100億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

21年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は1,294億円、経営体育成強化資金は27億円、漁業経営改善支援資金は76億円、中山間地域活性化資金は75億円となった。これらの結果、全体としては、1,481億円となった。

イ 基盤整備関係資金

21年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は89億円、担い手育成農地集積資金は79億円、林業基盤整備資金は48億円、森林整備活性化資金は6億円、漁業基盤整備資金は14億円となった。これらの結果、全体としては、235億円となった。

ウ 一般施設関係資金

21年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は209億円、特定農産加工資金は89億円、食品流通改善資金は185億円となった。これらの結果、全体としては、556億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

21年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金が284億円となった。

オ 災害関係資金

21年度の災害関係資金の貸付額は、全体として1億円となった。

表10 日本政策金融公庫資金貸付額

(単位：百万円)

区 分	21年度	20年度
経営構造改善	148,066	154,719
農業経営基盤強化	129,358	140,108
経営体育成強化	2,728	3,117
林業構造改善事業推進	38	-
林業経営育成	524	154
漁業経営改善支援	7,554	7,746
中山間地域活性化	7,492	3,330
振興山村・過疎地域経営改善	371	263
基盤整備	23,534	25,487
農業基盤整備	8,865	10,095
担い手育成農地集積	7,878	7,692
林業基盤整備	4,787	5,506
森林整備活性化	568	812
漁業基盤整備	1,436	1,381
一般施設	55,600	41,886
農林漁業施設	20,902	12,187
畜産経営環境調和推進	400	-
特定農産加工	8,940	8,623
食品産業品質管理高度化促進	100	1,710
漁船	194	644
水産加工	4,341	2,080
食品流通改善	18,537	12,187
食品安定供給施設整備	2,100	4,439
塩業、新規用途、乳業	87	16
経営維持安定	28,390	12,204
林業経営安定	-	-
沿岸漁業経営安定	-	-
農林漁業セーフティネット	28,390	12,204
災害	64	116
計	255,563	234,412

(注1) 平成20年度は、農林漁業金融公庫(上期)と日本政策金融公庫(下期)との合計。

(注2) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体の改革により、17年度以降は、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲し、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で事業を実施している。

20年度においては、19年度に引き続き、21年度までの3年間に農業近代化資金を借り入れる認定農業者に対して、農山漁村振興基金からの利子助成により無利子化措置を実施しているほか、21年度までの2年間に

農業近代化資金を借り入れる集落営農組織に対して、農山漁村振興基金からの利子助成により金利負担軽減措置を実施している。

21年度においては、21年度中に新たな雇用を創出するため農業近代化資金を借り入れる認定農業者に対して、雇用創出経営支援基金からの利子助成により無利子化措置を実施している。

(1) 融資状況

21年度の融資実績は469億円（20年度491億円）で、承認件数は5,229件となった。（表11）

表11 農業近代化資金利子補給承認状況

	21年度		20年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	5,011	39,394	5,524	42,295
うち認定農業者向け	4,212	27,191	4,758	32,768
うちその他担い手向け	799	12,203	766	9,527
共同利用施設	218	7,561	286	6,784
合計	5,229	46,955	5,810	49,079

（注）単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融資残高

21年12月末の融資残高は2,372億円（うち国枠農林中金融資分30億円）となった。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

21年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は834万9千円であり、補正後の予算額465万1千円に対し決算額は408万1千円となった。（表12）

表12 農業近代化資金の予算額及び決算額

	21年度		20年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金	(8,349)		(8,356)	
利子補給金	4,651	4,081	4,673	4,238

（注）（ ）内は当初予算である。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基

金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

融資状況

21年度末の融資状況は、融資枠1,000億円に対して極度契約額は178億円（20年度197億円）で、その融資残高は114億円（20年度103億円）となった。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

21年度末の債務保証残高は6兆8,797億円（農業近代化資金1,820億円、農業改良資金55億円、就農支援資金155億円、一般資金等6兆6,767億円）で、前年度末の6兆7,371億円に対し1,426億円の増加となった。

また、21年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は174億円で、前年度の173億円に比べ1億円増加した。

この結果、21年度末の求償権残高は1,052億円となった。

(2) (独) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

21年度末の保険価額残高は、保証保険3兆5,966億円、融資保険84億円で、前年度末の保証保険3兆6,483億円、融資保険82億円に対し、517億円の減少及び2億円の増加となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億円で、前年度末と同額となった。

また、21年度において基金協会等に支払った保険金の額は61億円で、前年度の71億円に対し10億円減少した。

この結果、21年度末の支払保険金残高は949億円で、前年度の918億円に対し31億円の増加となった。

（参考）全国農協保証センターの業務概況

21年度末の再保証引受額及び保証引受額は6,174億円（前年度6,742億円）、再保証残高及び保証残高は3兆9,599億円（前年度3兆6,888億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

21年度においては、農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための予算として7億7,045万5千円（決算額7億7,045万5千円）を交付した。また、21年度補正予算（第1号）として、緊急保証枠を設定し、農業信用基金協会が行う債務保証の弁済の支払財源11億6,867万9千円（決算額11億6,867万9千円）を交付した（表13）。

表13 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

区 分	(単位：千円)			
	21年度		20年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営支援緊急対策			(-)	
保証料助成金交付事業	—	—	605,000	605,000
農業経営維持支援緊急	(-)			
保証事業	1,168,679	1,168,679	—	—
農業信用保険事業交付金	(770,455)		(770,455)	
	770,455	770,455	770,455	770,455

(注) () 内は当初予算である。

第13節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表14のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表14 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稲、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組

合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成21年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成21年度は、7月以降の全国的な日照不足、北海道における低温、7月末の中国・九州北部の豪雨、8月の台風第9号、10月の台風第18号等の災害があり、北海道の水稲、麦、畑作物、九州北部を中心とした大豆及び愛知県の園芸施設等について大きな被害が発生した。

被害の発生に対し、以下のとおり通知等を発出し、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、確実な被害申告や的確な損害評価の実施、また、共済金の早期支払体制の確立等について農業共済団体等に指導した。

7月以降の全国的な日照不足、低温等による農作物への被害が懸念されたことから、「日照不足、低温及び大雨による農作物等の被害に係る農業共済の対応について」（保険監理官通知（平成21年7月29日付け21経営第2384号））を、また、農林水産大臣の指示により農林水産省内に設置された「日照不足・低温等対策連絡会議」において、現場の実情をしっかりと受け止め、被害が生じた場合に、農業共済団体等に対して、共済金の支払又は仮渡しが行われるような準備の指示等を行っていくこととされたことを受け、「日照不足、低温等による被災農業者に対する共済金の年内支払の確実な実施について」（保険監理官通知（平成21年8月4日付け21経営第2464号））を発出した。

8月の台風第9号、10月の台風第18号等の災害の際には、損害防止対策や事後対策について周知するとともに、共済金の早期支払体制の確立等について改めて周知した。

1月には、地域によって例年を大きく上回る積雪により園芸施設に被害が発生したことを踏まえ、「降雪等による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払いについて」（保険監理官通知（平成22年1月19日付け21経営第5511号））を発出した。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 山下友信）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災

害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

(3) 果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済にあつては平成22年1月15日付け農林水産省告示第144号、畑作物共済にあつては平成22年1月15日付け農林水産省告示第145号をもって共済掛金標準率等が告示され、平成22年産（果樹共済のうち樹体共済については平成22年度）以降の引受けに係る共済関係から適用することとされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成21年4月1日現在で組合等数275、うち組合204、共済事業を行う市町村71となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は243（うち郡の区域を超える組合等数は173）となっている。

(2) 運営指導

平成21年4月15日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、21年度における農業共済事業の運営方針について説明し、組合等に対する指導を指示した。また、同日、連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費

などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費を農業共済事業特別事務費補助金として、現行の損害評価員による把握の方法に代え、衛星画像を活用した新たな損害評価方法を確立するための経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成21年度における交付実績は、全都道府県43連合会203組合で、農業共済事業事務費負担金455億8,515万円、農業共済事業特別事務費補助金1億169万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金2億5,128万円となっている。

4 事業の実績（任意共済事業を除く）

(1) 農業共済への加入状況

平成21年産（度）の各事業を通じての延加入数は2,281千戸であり、総共済金額は2兆6,957億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物では60%程度、園芸施設では50%程度、果樹では25%程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,202億円であり、このうち国庫負担は599億円、農家負担は603億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成21年産（度）において、災害のため農家に支払った共済金は合計で1,048億円（平成22年9月末現在）であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、平成19年度から特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。

平成21年度の各勘定における収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入241億8,768

万円、預託金利子収入3,823万円の合計242億2,591万円、支出は、農業勘定へ繰入46億3,765万円、差引195億8,825万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入239億5,071万円、支出224億5,709万円、差引14億9,362万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億476万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると13億8,885万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入447億5,614万円、支出303億8,541万円、差引143億7,073万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額115億9,271万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると27億7,802万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入54億6,264万円、支出14億2,157万円、差引40億4,106万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額20億1,023万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると20億3,082万円の剰余となる。この剰余金のうち、15億5,812万円は再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとし、残額4億7,270万円は、農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和52年法律第1号）第1条第2項の規定により一般会計へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入38億7,544万円、支出21億1,535万円、差引17億6,008万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額13億805万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると4億5,202万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入9億8,566万円、雑収入等28万円の合計9億8,594万円、支出は業務取扱費9億8,585万円であり、差引89,923円の剰余となる。この剰余金のうち89,451円は、特別会計に関する法律第8条第2項の規定により翌年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額472円は、翌年度の歳入に繰り

入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

平成21年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金19億7,624万円の計75億7,624万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された17億7,282万円と、当期中に貸し付けた24億1,745万円の計41億9,027万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数7、貸付件数は16件であった。

ウ 回収

回収金総額は17億7,282万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は24億1,745万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額1億4,260万円に対し、支出総額は1億1,979万円で差引4億7,718万円の損失であった。

